

職員の倫理規定

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人たすけあい名古屋（以下「たすけあい名古屋」という。）の定款に定める理念を踏まえ、たすけあい名古屋の常勤役員及び従業員（以下「職員」という。）の職務遂行における倫理保持に資するための必要な措置を講じることにより、地域住民の信頼を確保し、たすけあい名古屋の設立目的を達成することを目的とする。

(職員が守るべき倫理保持等の基本的事項)

第2条 職員は、常に人格の向上と倫理意識の高揚に努め、利用者等をはじめ広く地域住民から信頼される職員となるよう努めなければならない。

2 職員は、暮らし助け合い活動、訪問介護、居宅介護支援、障害者支援、通所介護その他の事業等の業務の執行に必要な技術の研鑽に努め、業務の執行が利用者等をはじめ地域社会の利益向上につながるよう取り組まなければならない。

3 職員は、法令等を遵守し、常に公正な業務の執行に当たらなければならない。

4 職員は、業務の執行に当たって、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

5 職員は、利用者等及び事業者等から業務に関連して贈与、接待、供応その他の利益を受ける等、利用者等をはじめ地域住民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

6 職員は、業務外においても、自らの行動がたすけあい名古屋及び職員の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督職員の責務)

第3条 管理監督職員（職員を管理し、または監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）は、その地位を自覚し、管理又は監督の対象となる職員に対して倫理保持等のために必要な指導を行うものとする。

2 管理監督職員は、公正かつ適切な業務の執行を確保するため、前条に掲げる倫理保持等の基本的事項を踏まえ、常に職務の執行方法を検討し、その改善を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員の自立性を高め、良好な職場風土の形成に努めなければならない。

3 管理または監督の対象となる職員は、前2項に定める管理監督職員の取り組みが円滑になされるよう、必要な協力をするものとする。

(違反行為がある場合の調査及び指導等)

第4条 代表理事は、職員にこの規定に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、当該行為に関して必要な調査を行うものとする。

2 代表理事は、職員にこの規定に違反する行為を行った疑いがある場合で、職員の倫理保持等に関し特に必要がある場合は、当該職員、職員の全部又は一部に対し、就業規則に従い、指導、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要事項は代表理事が定める。

(この運用規定の制定は平成18年12月26日の常勤理事会で審議した。)